

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和7年1月22日

○出席委員（6名）

委 員 長	世 古 安 秀	副 委 員 長	坂 倉 広 子
委 員	世 古 雅 人	委 員	山 本 欽 久
委 員	濱 口 正 久	委 員	木 下 順 一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事 務 局 長	佐々木 真 紀	議 事 総 務 係 書 記	岡 村 なぎさ
---------	---------	------------------	---------

(午前 9時30分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和7年12月22日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 おはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願ひいたします。

議会休会中のところ、議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

それでは、本日令和7年12月22日会議に提出いたします議案についてご説明させていただきます。

提出しております提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第57号から議案第63号までが補正予算議案で7件、議案第64号から議案第66号までが条例の一部改正議案で3件、合わせて10件を提出しております。

それでは、また別で提出しております令和7年度一般会計補正予算（第8号）等の概要をご覧ください。

補正予算の規模ですが、令和7年度一般会計補正予算（第8号）は、物価高の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援するための費用のほか、人事院勧告に基づく人件費補正を合わせた1億1,100万円を計上し、補正後の予算額を150億8,500万円とするものでございます。

また、特別会計及び企業会計の補正予算すべてが人事院勧告に基づく人件費の補正で、特別会計における国民健康保険事業で100万円、介護保険事業で90万円、定期航路事業で760万円などを計上し、補正後の特別会計予算額の合計は69億6,400万円となります。

企業会計においては、水道事業で218万4,000円、下水道事業で44万4,000円を計上し、補正後の企業会計予算額の合計は22億2,504万9,000円となります。

今回の補正予算等の概要には、人事院勧告に基づく人件費の補正に伴うものは各事業の説明を掲載しておりませんので、給与改定等の内容についてご説明させていただきます。

同じく概要の4ページをご覧ください。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく職員の給料表及び諸手当について増額補正をするものでございます。主な給与改定の内容としまして、行政職給料表等の改定、これは平均改定率が3%。また、期末勤勉手当の支給月数を0.05引き上げるものでございます。

自動車利用者の通勤手当の改善として、現行の距離区分がございますが、該当するところで200円から7,100円までの幅で引き上げを行っております。

適用年月日については、行政職給料表等の改定、通勤手当の改善では令和7年4月1日、期末勤勉手当の支給月数の引き上げについては令和7年12月1日としておるところでございます。

なお、補正予算の内容については先ほどの規模で説明しましたが、下に書いてある表のとおりで、ここでは合計すると7,411万8,000円、これに下水道事業への繰り出しがありますので、44万4,000円を加えた7,456万2,000円の改正をしておるところでございます。

続いて、それ以外の補正についてご説明させていただきますので、5ページの下段をご覧ください。

新規事業といたしまして、物価高対応子育て応援手当事業で3, 569万6, 000円を計上しています。国の補正予算による物価高対応子育て応援手当として児童1人当たり2万円を支給するなど必要な経費を補正し、一部年度内に完了しない見込みであることから繰越明許費を補正します。

なお、上段で同事業に係る事務量の増加により不足が見込まれる時間外手当74万2, 000円を含めた事業費の補正を行っておるところでございます。

補正については以上です。

続きまして、提出議案一覧のほうに戻つていただきまして、2ページをご覧ください。

条例議案三つのご説明させていただきます。

議案第64号、鳥羽市分課組織条例の一部改正については、効率的な業務執行を図り、施策を着実に推進する体制を整備するため、組織を見直したく所要の改正を行うものでございます。

分課組織条例については、課名及び分掌する事務の変更をするもので、企画財政課を地域創生課、財政課、政策秘書課という形で改正を上げさせていただいております。

その他、課名を変えることで下記の4つの条例についても、処務の中で企画財政課と明記されている部分について改正を行うもので、附則において変更させていただいております。

施行期日は令和8年4月1日からとさせていただいております。

続きまして、議案第65号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告に基づき、本市職員の給料、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げるための所要の改正を行うものでございます。

内容については、支給対象者は診療所の医師になりますが、初任給調整手当の月額を1, 000円上げる41万7, 600円とするものでございます。

続いて、宿日直手当の額については1回あたり300円増額の4, 700円に改めるものでございます。

その他、今回主な改正になるんですが、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員を対象とした行政職給料表及び医療職給料表を引き上げる改定を行うもので、平均改定率については3%となっております。

初任給の引き上げ額については参考に書いてある高校卒、短大卒、大学卒で1万2, 000円から1万2, 300円の引き上げ額となっております。

期末手当及び勤勉手当の支給率については0.05月分の引き上げとなっておりまして、今回の条例改正では2条建てとしておりまして、1条建てにおいては、こちらの0.05月分を12月期の期末手当の支給と、勤勉手当に割り振って引き上げるものでございます。

2条建てについては、令和8年4月以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を平準化するため、0.0125月を6月で増額し、12月でまた改めて減額するような改正となっています。

その表が下になっておりますので、参考に12月分でご説明させていただきますと、現在改正前の12月支給分で、期末手当については1.25月分を、今回の12月1日分では0.025増額ということで1.275、同じく勤勉手当が1.05を1.075、合わせて2.35ということで、ここで0.05月期分を引き上げております。

2条建てのほうの2条分については令和8年度以降になりますて、今挙げた12月分のほうではこちらをまた半分減らしておりますので、1.2625、勤勉手当についても1.0625、合計として0.025減りますので、1.325としてその減った分を6月に平準化するため戻しておりますので、1.25を1.2625、勤勉手当を1.05から1.0625、合わせて2.325で、合計としては4.65は変わっておりません。

次のページをご覧ください。

4ページについては、定年前再任用短時間勤務職員となっておりますが、割り振りとしては一緒の月数になっております。

施行期日については公布の日からとし、第1条については公布の日から施行、給料表、初任給調整手当及び宿日直手当については令和7年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当は令和7年12月1日からの適用、2条分については令和8年4月1日からの施行となっております。

続きまして、議案第66号、鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらも人事院勧告に基づき、本市職員の通勤手当を見直したく所要の改正を行うものでございます。

使用距離に応じて引き上げなんですが、10キロ未満については改正をされておりません。10キロ以上15キロ未満で7, 100円から7, 300円と200円、その他5キロ刻みで引き上げとなっており、今現在60キロ以上という規定が区分で最終になっておりまして、それが右側の5ページの一番上、60キロ以上65キロ未満のところに該当しますが、現在3万1, 600円を3万8, 700円とすることから、ここで7, 100円の引き上げとなっております。

こちらのほうは令和7年4月1日にさかのぼって遡及するもので、以下、60キロ以上について、この表でいくと65キロ以上から100キロ以上までの区分に応じてですが、こちらについても改正を行うわけですが、これは令和8年4月1日からの改正としております。

また、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設として、1か月当たり5, 000円を上限として手当の新設をさせていただいております。

こちらの施行は令和8年4月1日からとなっております。

これら条例の改正に基づき、駐車場の利用に対する通勤手当の新設で条項がずれておりますので、それに伴う条例、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の2件についても、条項の整理でそこでうたっております。

施行期日は公布の日からとし、先ほどのとおり使用距離区分に応じたものは令和8年4月1日から、100キロ以上を上限とした使用距離区分の新設、駐車場等の利用に対する手当の新設については令和8年4月1日からの施行としております。

以上で提出議案についての説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 それでは、私のほうから12月22日の会議日程についてご説明いたします。

12月22日会議に提出されます議案は、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり、補正予算議案

7件、条例議案3件の計10件でございます。

次に会議日程及び議案の取り扱いについてですが、ドライブに共有しております令和7年12月22日会議日程（案）をご覧ください。

会議日程及び議案の取り扱いについては本日、会議を再開いたします。議事に先立ちまして諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。

議案第57号から66号の10件に関しまして、即日表決を行うことから、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会につきましては本日、先に行政常任委員会を開催し、議案第64号、鳥羽市分課組織条例の一部改正を含む3件をご審議いただきます。

そのあと引き続きまして、予算決算常任委員会を開催し、議案第57号から63号までの一般会計補正予算議案、各特別会計補正予算議案、鳥羽市水道事業会計補正予算議案、鳥羽市下水道事業会計補正予算議案の審査を行っていただきたいと考えております。

各委員会終了後、議場にて各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行い、散会となります。

質疑につきましては、別紙の質疑通告者一覧表をご覧ください。

通告者1名でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回、議案が補正予算7件と条例3件が出されました。通年議会といえども、議案いただいたのが4日ぐらい前とすごく急な状況で、なかなかこんだけのものを審査するというのは大変だと思うんですけども、この辺のところをきちんとね、以後気をつけていただきたいなというふうなことを申し入れていただきたいなと思います。急すぎる案件が多いので、皆さん困ると思うんです。いくら通年議会とはいえ。

それが1点と、それからもう1点は、議案第64号に関して、市長も交えて全協で説明がありました。あまり市長の思いが強いと、この議案いただいて今から付託される委員会の委員長としては、委員会での議論が活発に行われないとなかなかちょっとといかがなものかなと思いますので、それについてもそういうことがあまり続かないようにお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにご意見ございませんか。いいですか。

総務課長、濱口委員のただいまおっしゃられたことに対して何かござりますか。

総務課長。

○勢力総務課長 改めまして、今回の条例議案、急遽という形にはなっておりますが、当初より給与条例の改正はお願いしていたところで、そこに本来、当初11月の最終日の26日でしたかね、に上げていく分課組織条例の予定をちょっと精査が必要になったというところで、15日の最終日には上げたいという準備はさせてい

ただいとったところでした。

そこが議員の皆様のほうに周知されてなかつたということで、その点について私どもの進め方について不備があつたというふうに認識しておりますので、申しわけございませんでした。

ただ、今濱口委員が言られたようにそういうことがないよう事業を進めてきたつもりでしたので、本当に急に3日前に上げたっていう内容ではないというのだけご理解いただければありがたいかなというところでございます。

そういうことがないようには今後注意させていただきますので、よろしくお願ひします。

(「関連していいですかの声あり）

○世古安秀委員長 世古雅人委員、どうぞ。

○世古雅人委員、私も通年議会になったので、議案の提出というのは正確なところがちょっとわからなかつたので、ちょっと確認してからと思ったところ濱口委員が今回の提出議案についての関連も発言されたんですけど、通常年4回の定例会がある場合は、議案提出は告示があつて7日前に議案が提出されるというのが通常かなというのがありましたので、その辺について準備とかそういうのはいいんですけども、やはり議案提出が本会議が行われる1週間前に出されるのが通常かどうなんか、通常だと思うんですけども、その辺についての言われたことは私はやっぱり1週間前に私たち議員の手元に届かなくてはいけないのかなというのが1点ありました。

これが正確にはきちつと調べてないんですけど、ちょっと昨日も調べかけたんですけども、その辺についてやはり急遽ということでいろいろ問題もあると思うんですけども、やはり議案はきちつと決められた、1週間もしあれだったら、そのところで我々議員に届かなくては、この今回のように3日前、4日前とかではどうなんかなと、だめではないかなというのだけ1点だけ言わせてもらいます。

○世古安秀委員長 総務課長。

○勢力総務課長 同じ内容です、すみません。

今回、給与条例のほう、昨年もこの12月23日に急遽上げさせていただいたところです。ということで、元々この改正をお願いしたいところでしたが、国会のほうの通過を見ておりまして、分課組織条例自体はできておりましたが、給与条例のほうが国会の通過を待つてしたというところで、今回の22日の上程という形にさせていただいております。12月17日に国会のほうを通過したのかな。それ以前に、議長、副議長にも相談させていただきながら、通過を待つてると22日の上程がもう間に合わなくなるというところの中で、内閣のほうの閣議決定ですね、そういうのも含めて22日。

ただ、議案のほうは本来1週間前に提出するのが基本路線としてはさせていただいておりまして、上げているところですが、まだ通過もしていないところと、あと細かいところの方向が国のほうから通知が来なかつた部分の精査をしておりまして、そこの確定をしてから改正も上げたところですので、ちょっと3日ぐらい遅れたっていうのは先ほどの濱口委員と世古委員の言られたところになっておるところでございます。

ちょっと言い訳がましくなってきましたが、基本的には1週間前に上げるという世古委員の言られたとおりの準備は今現在、執行部のほうはそれを基本としてやっていますので、そこはもちろん曲げないようにしてやっていくつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、それではお諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

それでは、ご協議いただくことは以上でございます。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。引き続いてお願ひします。

(午前 9時50分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年1月22日

議会運営委員長 世古安秀